

令和8年岐阜県緑の博士（グリーンドクター） 2 A級認定試験受験応募要領

1 応募資格

- (1) 岐阜県在住者または岐阜県在勤者であること。
- (2) 岐阜県緑の博士（以下「グリーンドクター」という。）A級を取得してから3年以上の実務経験があること。
実務経験の詳細な取扱いについては、申込書記載上の注意事項を参照してください。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

2 応募手続き

- (1) 応募受付期間
令和8年6月22日（月）～7月24日（金）当日必着
（持参の場合は午後5時まで）
- (2) 申込方法
次のいずれかの方法で申し込みください。
 - ア. 県庁または農林事務所への郵送または持参による提出
 - イ. インターネットの応募フォームから申請
- (3) 受付場所
 - ア. 岐阜県庁林政部森林活用推進課森林吸収源対策室 緑化推進係
所在地：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電 話：058-272-8255
 - イ. 居住地（勤務地）を所管する農林事務所林業課（別紙参照）
 - ウ. 下記のインターネットの応募フォーム
<https://logoform.jp/form/T8mB/1652153>
- (4) 応募手続きに必要な書類
 - ア. 令和8年度グリーンドクター2 A級認定試験受験申込書（別紙様式第1号）
 - イ. 業務実績書（別紙様式第2号）を添付すること。
※ 業務実績書及び個表については、控えを手元に残しておいて下さい。（郵送・持参申込の方）
 - ウ. 刑罰等に関する誓約書（別紙様式第3号）
 - エ. 住所氏名を記載した返信用封筒 1枚（110円切手を貼付すること）
※ 応募フォームで申し込まれる方、メールでの結果通知を希望される方は不要

です。

なお、応募フォームで申し込まれる方は、ア～ウの書類を全てPDFファイルにしたうえで、応募してください。

(5) 受験手数料 無料

3 2 A 級認定試験

(1) 認定試験の目的及び合格者の決定

認定試験はグリーンドクター2 A 級に必要な知識及び技能をどの程度有しているかを審査するもので、業務実績書審査、筆記試験及び面接試験により合格者を決定します。

(2) 認定試験の方法

ア. 業務実績書審査

認定試験受験申込書に添付された業務実績書等により、応募資格の条件を満たしているかどうかを審査します。

イ. 筆記試験

筆記試験の問題は、樹木診断に当たっての手順、処方等について記述式により出題します。

ウ. 面接試験

業務実績書に基づいて面接試験を行い、緑の博士2 A 級としての適性等を判定します。

(3) 認定試験の日時・場所

ア. 日 時 令和8年9月15日(火)

(筆記試験) 10時00分～12時00分

(面接) 13時30分～(30分/人程度)

イ. 場 所 岐阜県立森林文化アカデミー

所在地：〒501-3714 美濃市曾代88

電 話：0575-35-2525 (森林文化アカデミー代表)

4 認定審査及び審査結果の通知

(1) 緑の博士認定審査会を開催し、認定試験の結果に基づいて認定者を決定します。

その結果は、令和8年12月11日(金)までに本人あて通知します。

(2) 試験結果の提供

受験者本人に限り、試験結果の開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参のうえ、岐阜県個人情報総合窓口(岐阜県庁1階)へお越しください。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

請求できる人	開示内容	開示期間	提供場所	本人確認のため提示する書類
受験者本人	筆記試験の科目別得点	試験結果発表の翌日から1か月間 8時30分～17時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	岐阜県個人情報総合窓口	受験票及び運転免許証等

5 認定証書の授与

認定者には認定証書を授与し、緑の博士2A級として台帳に登録します。授与の方法については審査結果通知の際にご案内します。

6 認定登録の有効期限

登録の有効期間は、登録の次年度から起算して5年間とし、5年毎に「岐阜県緑の博士登録更新研修」の受講が必要です。

7 その他

- (1) 応募書類は一切返却しません。
- (2) 応募書類に記載した現住所、連絡方法等に変更が生じた場合は、すみやかに岐阜県庁森林活用推進課へご連絡ください。
- (3) 応募により収集する氏名等の個人情報は、岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定・更新に関すること以外に使用しません（法令等により開示を求められた場合は、この限りではない）。
- (4) 郵送または持参で応募申込された方は、2(4)イ業務実績書の電子データを下記あてメールでお送りください。環境等により、メールで送ることができない場合はFAXでお送りください。
森林活用推進課アドレス c11513@pref.gifu.lg.jp
(件名に「緑の博士実績」と記入願います。また、ファックスの場合はFAX 058-278-2702へ)

申込書記載上の注意事項

1 様式第1号受験申込書

- (1) 自営業の場合の勤務先名称には、屋号等を記載してください。屋号がない場合は、名称欄に代表者の氏名を、所在地に住所を記載してください。
- (2) 関係する学位、検定、免許の欄には、樹木保護、樹勢回復、治療等に関するものを記載してください。運転免許証等については記載の必要がありません。

2 様式第2号業務実績書及び様式第2号の1～3業務実績書個表

- (1) 業務審査は、提出された業務実績書及び実績書個表により研修を受講するにあたり基本的知識を有するかどうか審査しますので正確に記入してください。
- (2) 業務実績の対象範囲については、次の表のとおりです。

1 次の業務を治療等に関する業務経験とみなす。

- (1) 樹木の診断を行い、治療等の対策を講じたもの
- (2) 樹木の診断を行い、講ずるべき対策について指示・報告を行ったもの
- (3) 樹木の診断結果に基づき、治療等を行ったもの
- (4) 樹木の保護、樹勢回復、治療に関する試験、研究を行ったもの
- (5) 治療後の経過観察を行い、指示・報告を行ったもの

2 次の業務については治療等に関する業務経験とみなさない。

- (1) 樹木、果実等の生産活動のための薬剤散布等で、定例的かつ一般化された方法で行うもの
- (2) 苗木生産のため苗畑で管理されている10年生以下の樹木の保護
- (3) 樹木保護以外の目的(造園、建設工事等)のために行う移植、植栽、接ぎ木等
- (4) 盆栽の治療等
- (5) その他審査部会が不適切と判断した業務

- (3) 業務実績書は実績を審査する上で参考とするため、できるだけ多くの事例(6事例まで)を記入してください。
- (4) 業務実績書個表は、業務実績書の事例の中から代表的なもの2件以上を抽出して作成してください。過去の事例等で記録が十分でない場合、すべての欄を埋める必要はありませんが、できる限り正確に記入して下さい。治療前と治療後の経過等の分かる写真や図面があれば添付してください。

3 様式第3号刑罰等に関する誓約書

- (2)又は(3)が「ある」の場合でも、応募要領の応募資格(3)に該当しなければ応募できますので、処分の時期がわかるように内容を記載してください。